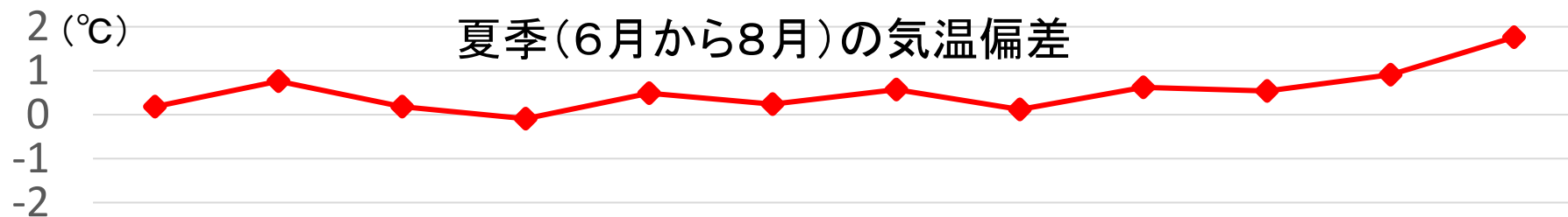
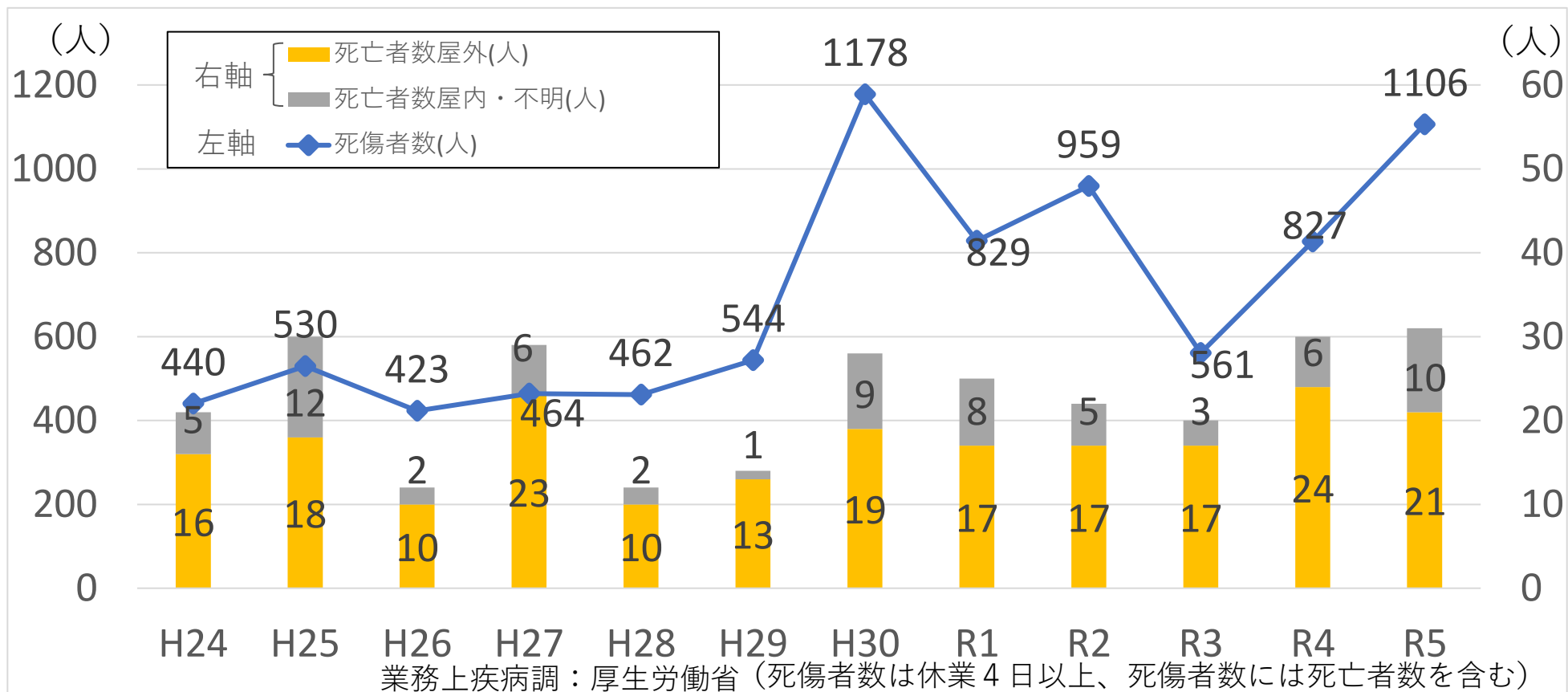


## 職場における熱中症対策の強化について

# 夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（H24～）

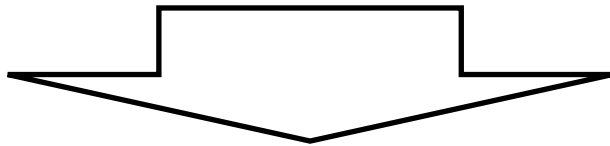


平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

# 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

## 職場における熱中症による死亡災害の傾向

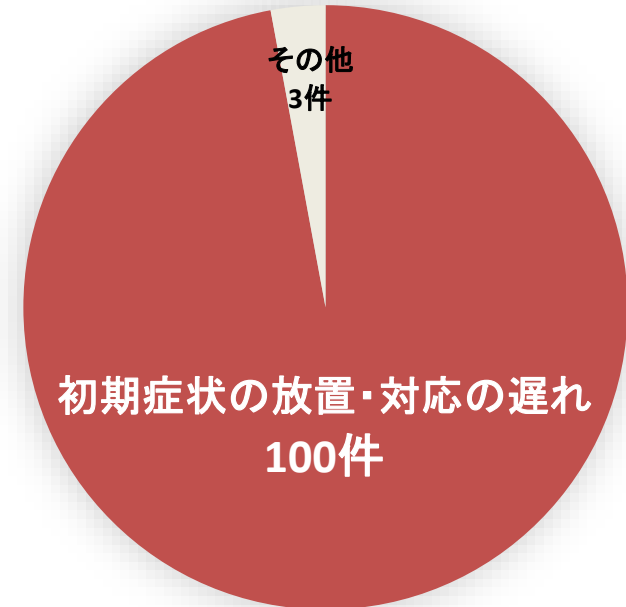
- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念
- **ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」**



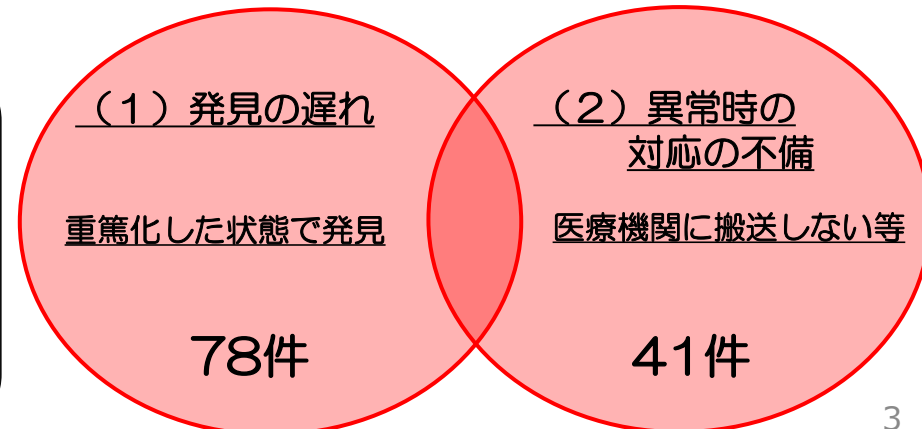
## 早急に求められる対策

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、**現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施**が必要

## 熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

## 1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

## 2 改正の概要

○ 以下1、2の事項を事業者に義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体の冷却
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

## 3 公布日等

(1) 公布日 令和7年4月上旬（予定）

(2) 施行日 令和7年6月1日

# 令和7年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」

## 1 趣旨

すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発第0420第3号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①厚さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

## 2 期間

令和7年5月1日から9月30日まで    なお、4月を準備期間とし、7月を重点取組期間とする。

## 3 各事業場が重点的に実施する事項

- (1) 準備期間中（4月）
  - ・ WBGT指数計の備え付けと暑さ指数（WBGT）の測定準備
  - ・ 夏期の暑熱環境下における作業計画の策定
  - ・ 緊急時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応の確認
- (2) キャンペーン期間中（5月から9月）
  - ・ 毎日の暑さ指数（WBGT）の把握と評価
  - ・ WBGT基準値を大幅に超える場合の作業時間の短縮
  - ・ 労働者の健康状態の確認
- (3) 重点取組期間中（7月）
  - ・ 暑さ指数（WBGT）低減対策の追加実施
  - ・ 水分や塩分摂取の徹底
  - ・ 異常時の救急隊への要請